

令和元年度第2回埼玉県西部地域保健医療・地域医療構想
協議会（地域医療構想作業部会）議事概要

1 日 時 令和元年11月22日（金）18時30分から20時30分

2 場 所 狭山保健所 大会議室

3 出席者 部 会 委 員 別紙委員名簿のとおり24名中22名出席
（代理出席5名を含む）

委員以外出席者 別紙委員名簿のとおり

事 務 局 別紙委員名簿のとおり

傍 聴 者 10名

4 議 事

京谷部会長が議長となり、以後の議事進行を行った。

(1) 第7次埼玉県地域保健医療計画の一部変更について

資料1-1～1-3により事務局（保健医療政策課）が説明

（主な質疑等）

質疑なし

事務局案のとおり承認された。

(2) 第7次埼玉県地域保健医療計画に基づく病床整備について

資料2、資料3-1～3-3により事務局（医療整備課）が説明

（主な質疑等）

質疑なし

(3) 介護・医療連携に関する意見交換会の開催状況について

資料4により事務局（狭山保健所）が説明

（主な質疑等）

質疑なし

(4) 公的医療機関等2025プランについて

資料5-1により事務局（医療整備課）が説明した後、資料5-2により埼玉医科大学国際医療センターが説明

（主な質疑等）

- ・ 地域医療支援病院となることで患者や保険者にどの程度負担がかかるようになるのか

→ 正確な金額はすぐには提示できないが、紹介に対しての連携をスムーズ

に行うなど、負担増に見合った質の高いサービスを提供していきたい。

- ・ 病床機能報告において、埼玉医科大学国際医療センターは全 700 床が高度急性期病床として報告している。県では病床機能区分について定量基準分析を行っている。これも参考に病床機能区分について見直しをお願いしたい。
→ 同じ疾患でも様々なケースがあり複雑である。増床する 56 床の使い方を含め、地域医療支援病院として高度急性期の患者のみではなく上手に運用したいと考えている。

定量基準分析を踏まえた機能別病床数の見直しを行うことを条件に埼玉医科大学国際医療センターの公的病院等 2025 プランは合意となった。

(5) 公立公的医療機関等の具体的対応方針の再検証について

事務局（保健医療政策課）が資料 6-1 及び 6-2 により説明

(主な意見等)

- ・ 所沢地区は小児救急について不足感があり（資料 1-2）、特に小児 2 次救急においては担当する医療機関のない曜日や時間帯がある。現在力を入れている小児 1 次救急について機能を強化し、小児 2 次救急も担ってもらえればと期待している。
- ・ 小児医療の充実については所沢市市民医療センター運営委員会でも入院機能を要望する意見がある。短期間だけでも入院できる体制を整えてもらいたい。
- ・ 小児医療のニーズがあることは所沢市市民医療センターも分かっている様だが、医師が集まらない。様々な支援が必要ではないか。
- ・ 所沢市市民医療センターが担っている小児科外来は市民からすればなくてはならないもの。廃止するような事態があっては非常に困る。難しいところではあるが、何とか支援して医師が集まるよう願っている。

(質疑等)

- ・ この協議会での協議内容や結論は該当する医療機関の運営方針を拘束するのか。また、近くに民間病院があるなどの事情が配慮されておらず、そうした関係性を考慮する必要があるのではないか。
→ 最終的な判断は病院の開設者が行うことになる。民間との関係については、今回の再検証対象医療機関の公表後、様々な議論がある。公表したことへの批判がある一方、民間医療機関についても同様のデータを出して検討すべきではないかという意見もあり、国も対応を協議中ではないかと思う。動きがあれば説明させていただく。

(上記を踏まえた所沢市市民医療センターの発言)

- ・ 小児医療については当院でも重視しており、また小児 1 次救急の維持・拡充や入院機能についての要望もいただいている。医療スタッフの確保や財政的な問題もあるので、所沢市の諸部局や保健所の意見も踏まえつつ検討を進

めていきたい。

(6) 病床機能の変更について

事務局（狭山保健所）が経緯を説明した後、資料7により旭ヶ丘病院が説明（主な質疑等）

- 併設施設として開設している介護老人保健施設を12月より介護医療院に転換すると聞いている。今回の機能転換と介護医療院との連携などについてどう検討しているか。
 - 今まで介護老人保健施設に入っていた患者はそのまま介護医療院に入所してもらおう。介護医療院は在宅医療という扱いになるので、地域の回復期病床などから紹介を受ける形としたい。当院の病床から入所するケースも考えられるが、院内のみで完結するのではなく、地域の医療に貢献できる形としたい。
- 今後の医療従事者の確保について今回の機能変更では予定していないが、回復期の充実にはリハビリテーション職員が重要である。現在の職員数で十分にリハビリテーションが実施できるのか。
 - 今回の地域包括ケア病床の拡充に当たっては、現在いるリハビリスタッフでカバーできると考えている。今後回復期リハビリテーション病床となった場合リハビリスタッフが不足するので、セラピストは積極的に採用していく。
- 一般論として事務局に伺いたい。病床機能報告は自己申告に基づいており、定量基準分析とかなりの差が出る。自己申告をもとに病床の必要数を検討することは、正確な議論が難しいのではないか。今後の地域医療構想調整会議では、病床機能報告をどのように扱うのか。
 - （医療整備課回答）病床機能報告は、将来の必要病床に向けてこの圏域の現状を関係者間で共有することが目的である。ただ、地域医療構想というのは決して数合わせをするものではない。定量基準の分析結果は次回の病床機能報告においてもきちんと提供するが、あくまで圏域の病床のバランスがどうかといったことを見ていただくものである。地域の中での実態的な過不足の議論をする際の参考として活用していただきたい。

(7) その他

特になし

議事終了